平成２１年（フ）第１１２０号
広島市南区東雲２丁目12番37―301号
債務者　中本みどり（旧姓長野）
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第２６９号
香川県高松市勅使町1362番地４
債務者　松下　　譲
1　決定年月日時　平成21年７月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２１年（フ）第７２３号
福岡市西区大字千里463番地６
債務者　水崎　　隆
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７２４号
福岡市西区大字千里463番地６
債務者　水崎　宏子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７２９号
福岡市東区和白３丁目22番18―703号
債務者　柿山　宏基
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第７３０号
福岡市東区和白３丁目22番18―703号
債務者　柿山　敦子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１０１１号
福岡県春日市須玖北６丁目55番地
債務者　富田　邦子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１６２７号
福岡市城南区干隈２丁目１番10―102号
債務者　塚本　里美
1　決定年月日時　平成21年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月15日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２１年（フ）第１２３号
北海道小樽市松ケ枝２丁目20番13号
債務者　早川　智博
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１３５号
北海道小樽市入船５丁目14番14号、住民票上の住所札幌市手稲区星置１条２丁目３番１―907号
債務者　芳川　祐一
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１３９号
北海道小樽市銭函３丁目296番地　極東高分子寮
債務者　坂田　晃弘
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１４９号
北海道小樽市豊川町１番11号
債務者　木村　英勝
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２１年（フ）第１４７号
宮城県加美郡色麻町四竈字向町102番地８
債務者　山下　幸子
1　決定年月日時　平成21年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第９１号
秋田県大館市字八幡沢岱48番地２、住民票上の住所秋田県大館市商人留字完ケ森23番地２
債務者　三浦　典子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
秋田地方裁判所大館支部

平成２１年（フ）第８０号
茨城県牛久市小坂町1959番地12
債務者　冨田　祐之
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第８９号
茨城県牛久市神谷５丁目23番地22
債務者　内山　　徹
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第９０号
茨城県取手市光風台３丁目５番16号
債務者　鍛　　孝秀
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

平成２１年（フ）第９４号
茨城県取手市井野団地１番21―302号
債務者　織戸　大樹
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月16日まで
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係